

## はじめに

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。世界が平和で、すべての人の人権が尊重される世紀になるようにという願いが込められています。1948年（昭和23年）の「世界人権宣言」から、70年以上が経過しましたが、この間、国連を中心に、わが国においても、人権が尊重される社会の確立に向け、さまざまな取り組みが進められてきました。



安八町におきましても、人権問題に対し、社会的に弱い立場に置かれた人はもちろん、すべての住民が自立した尊厳ある暮らしを営むことができるよう、平成23年（2011年）に「住民一人ひとりが、互いの人権を尊重するおもいやりのあるまちづくり」を基本理念とした「安八町人権施策推進指針」を策定し、人権施策の包括的・総合的な推進に取り組んできました。

この町には、男性・女性、高齢者・子ども、障がいのある人・ない人、日本人・外国人、安八町生まれの人・他市町村生まれの人など、いろいろな属性を持った方が暮らしています。また、この町で暮らす方々は、多様な文化や価値観、ライフスタイルを持っています。人は誰しも他者とのかかわりの中で生きています。人と人は相互に支え合い、個人は社会と深く結びついて生きています。

指針の策定から10年となります。この間、安八町におきましては、平成30年（2018年）に「安八町犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪等により被害を受けた人やその家族・遺族の方々の人権問題にも取り組んできました。また、令和2年（2020）年に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルスの感染症患者等への新たな人権問題にも対応しているところです。

このように、人権問題については、いまだ多くの課題が残され、新たな課題や個別の課題への対応も求められています。そこで、新たな課題を含むさまざまな人権問題に関する個別の課題解決を図るため、このたび、分野別課題とその取り組みの方向性を新たに示す第一次改定を行いました。

結びに、第一次改定にあたり、ご意見・ご提言いただきました安八町人権施策推進指針策定委員会の皆様、アンケートにご協力いただきました町民の方々に、心から感謝申し上げますとともに、今後のご協力お願い申し上げます。

令和3年3月

安八町長 堀 正

